

平成 24 年度版

環境白書

概要版



静岡県

ごあいさつ



私たちは、地球温暖化の進行や資源の枯渇、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題を抱えています。この課題に対応するためには、自然を畏敬する心や“もったいない”の精神など、日本古来の伝統や文化に学び、暮らし方や事業活動を環境に配慮したものに変えていくことが求められています。

そのため、県では、平成23年3月に策定した第3次静岡県環境基本計画に基づいて、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会づくりによる持続可能な社会の実現を目指すとともに、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルの定着に取り組んでいます。

平成24年度は、「低炭素社会」づくりに向け、新たに事業者用太陽光発電設備に対する助成制度を創設するなど、引き続き太陽エネルギーの導入を促進しました。

「循環型社会」づくりに向けては、3Rなどの環境配慮に取り組む事業者と消費者とを橋渡しする「ふじのくにエコショップ宣言制度」の推進を継続し、登録店舗数が800以上に拡大しました。また、本県が東日本大震災により発生した災害廃棄物の受入れをいち早く表明し、本格処理を進めたことが、全国的な受入れ気運の醸成につながりました。

「自然共生社会」づくりに向けては、静岡県、山梨県の両県で約3,500人が参加した清掃活動「世界遺産登録に向けた富士山クリーン大作戦」により約1.4トンのごみを回収し、富士山周辺地域が一体となって美しい富士山を守り引き継ぐ姿を国内外にアピールしました。また、健康への被害が懸念されているPM2.5（微小粒子状物質）について、注意喚起情報を発信する体制を整えました。

東日本大震災を契機に、家庭や事業所などにおいて、省エネや節電を始めとする環境保全の取組が進みましたが、時間の経過による意識の希薄化が懸念されています。今後も、県民の皆様にご自発的な行動を続けていただけるよう、情報発信等に努めていきます。

この環境白書は、環境について皆様とともに考え、共に行動するための資料として、平成24年度に県が取り組んだ環境に関する施策を掲載しています。

本書が、皆様の環境に対する理解や関心を更に深め、この恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための具体的な行動の実践、継続、拡大のきっかけとなれば幸いです。

平成25年9月

静岡県知事

川勝平太

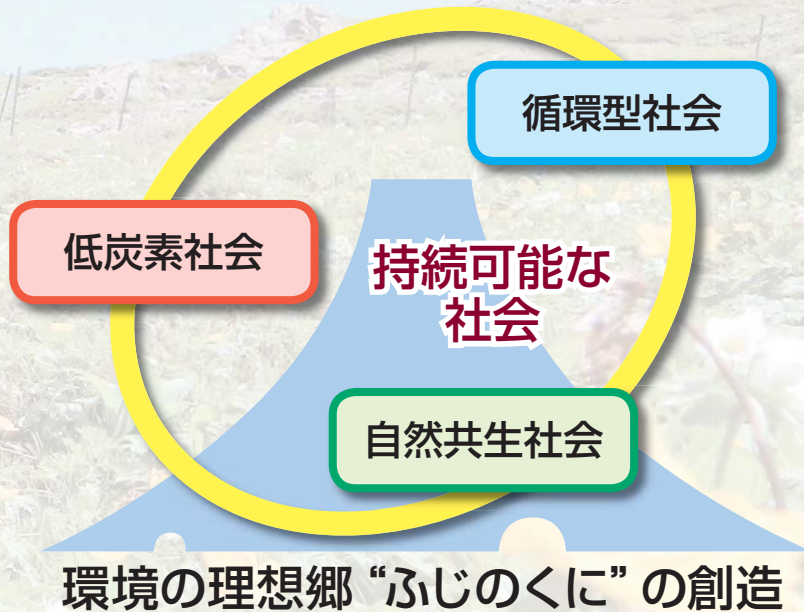
< 表紙 >

「秋の木々」

〔撮影者：佐野文隆〕

環境局の施策方針

「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築をめざした施策を総合的に展開します。



目次

静岡県の実況と環境の現状と施策の実施状況

I	ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	3
II	低炭素社会に向けた取組	5
III	循環型社会に向けた取組	7
IV	自然共生社会に向けた取組	9
	良好な生活環境の確保	11
	平成24年度の主なトピックス	13

静岡県の環境の現状と施策の実施状況

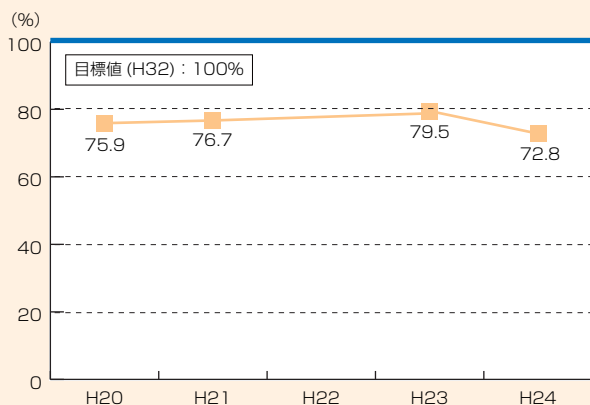
I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

現 状

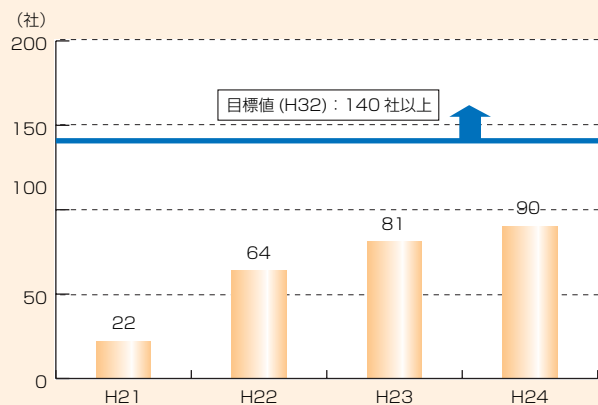
- 平成24年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は、72.8%と、前年度の79.5%から6.7ポイント減少しています。東日本大震災をきっかけに家庭や事業所においては、節電や省エネへの取組が進みましたが、時間の経過とともに環境保全意識の希薄化が懸念されており、県民各層の環境配慮行動の定着が求められています。事業所においては、エコアクション21などの環境マネジメントを省エネのツールとして取り入れる動きがあり、県内のエコアクション21の認証事業所数は、全国1位となっています。
- 平成25年3月末現在で、「しずおか未来の森サポーター」企業は90社と、平成22年度の22社から着実に増加しており、県民参加の森づくりへの理解と気運の醸成が進んでいます。

《ライフスタイル、ビジネススタイルの変革：主な環境指標の動向》

環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合



地域との協働により森づくりを実施する企業数



施策の展開

- 地域の環境保全活動や学校等において実施される環境教育・環境学習を支援するため環境学習指導員等を地域や学校の環境学習会等に派遣しています。平成24年度は、環境学習リーダーを106回、延べ277人を派遣し、4,558人が学習しました。
- 地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として、18人の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応しています。



環境学習指導員によるエコクッキング講座

- 平成18年度から「しずおか未来の森サポーター」の名称で、森づくり活動を行おうとする企業と森林所有者との仲介を行うなど、企業の森づくり活動への参加を促進するための取組を実施しています。この取組は、県が土地所有者等との仲介役となって、森づくり活動を希望する企業に活動のフィールドを紹介、関係三者で協定を締結し、森づくりを進めるもので、県は活動実績に対して貢献度の認定と表彰を行っています。平成25年3月末までに、31社と協定を締結しました。



企業による森づくり活動

- 通常の用紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体などに購入していただき、その費用により間伐材を搬出し森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に取り組んでいます。製紙会社などの協力により平成21年10月から取組が始まり、平成25年3月現在59の企業や団体が参加しています。



袋井市立今井小学校と袋井土木事務所による太田川「リパークリーン作戦」

- 協働して環境保全活動を推進するため、地域、市、県が同意書を取り交わし、三者が一体となって地域の共有財産である河川の美化を図るリバーフレンドシップ事業を平成15年度から行っています。平成25年3月末現在、345団体と延長325.2kmで同意書を締結し河川美化に取り組んでいます。

- 事業活動を見える化する環境マネジメントへの取組は、企業の事業活動における環境負荷を軽減し、低炭素社会づくり等への貢献が期待されています。このため、県では、エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、セミナーやフォーラムを開催しています。なお、県では、エコアクション21とISO14001について、静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場や事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目としています。

- 環境分野など県内中小企業が製品化を目指して取り組む、試作品の研究開発や実証試験を支援する「試作・実証試験助成」を実施しており、環境分野については18社に助成しました。なお、平成22年度から平成24年度までに本助成で採択した10社が環境放射線モニターや水質浄化装置などを製品化しました。また、産学官が連携して取り組む、太陽エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」を創設し、県内中小企業4社に助成しました。

- 環境分野の製品開発を行う県内中小企業の販路開拓を進めるため、首都圏で開催される展示会に県ブースを設置するなどの支援を行っており、「エコプロダクツ2012」には県内企業8社が出展し、42件の商談を行いました。また、環境関連技術の海外展開を支援するため、需要拡大が期待される中国環境市場をターゲットに、中国浙江省から11社を招き「日中環境ビジネスマッチング商談会in浜松」を開催し、県内中小企業34社・団体が参加し、55件の商談を行いました。

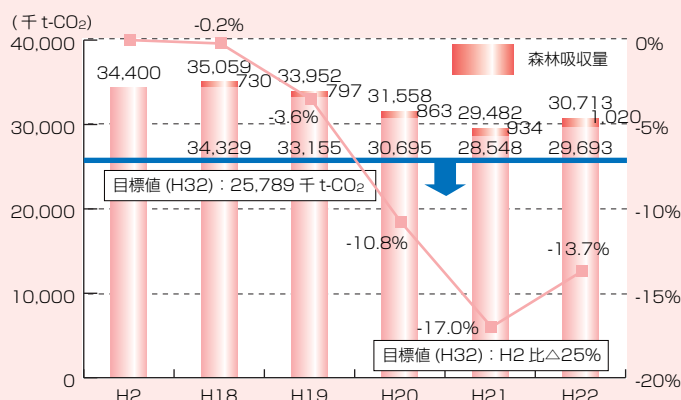
II 低炭素社会に向けた取組

現 状

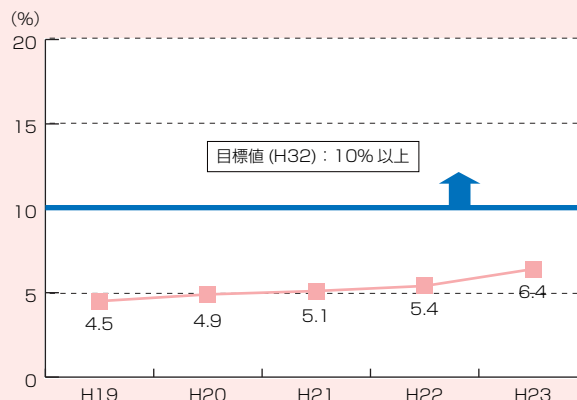
- 平成22年度における県内の温室効果ガスの排出量は、30,713千トン(二酸化炭素換算)にのぼり、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べ10.7%減少しています。また、森林吸収量を含めると29,693千トンとなり、基準年度に比べ13.7%の減少となっています。なお、排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成2年度に比べると2.3%減少していますが、家庭部門では29.4%の増加となっています。
- 平成22年度に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」の目標である新エネルギー等導入率10%以上(平成32年度)を、前倒しで達成するよう取り組んでいます。特に、太陽光発電はこれまでの進捗を踏まえ、目標値を30万kWから90万kWに見直しました。
- 静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haです。森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水資源のかん養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、多面的機能を有しています。県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、「静岡県森林吸収量確保推進計画」に基づき、効率的な森林整備を推進しています。

《低炭素社会に向けた取組：主な環境指標の動向》

県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6種類)排出量・削減率



新エネルギー等導入率



※H22までは「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン」(H15.3)に、H23からは「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」(H23.3)に基づき算定

施策の展開

- 地球温暖化防止活動の実践を各界各層に広げるため、平成23年度から県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開しています。平成24年度には、家庭、職場、学校、地域で行う、地球温暖化防止に向けたユニークで自発的な取組を募集・公表・表彰するエコチャレンジACTION事業に、1,398チーム110,704人が参加しました。「ふじのくにエコチャレンジ」全体では、約15万4千人が参加し、二酸化炭素換算で約2,000トンの削減ができました。



『ふじのくにエコチャレンジ』には、ホームページから参加登録ができます
 (<http://f-ec.net/>)

- 平成19年7月1日に施行した静岡県地球温暖化防止条例では、一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け、県がその概要を公表する温室効果ガス排出削減計画書制度を規定し、社会や市場での評価を通じた、事業者の自主的・計画的な地球温暖化防止のための取組を促進しています。事業者から提出された平成23年度の温室効果ガス排出削減報告による総排出量は10,783千トン(二酸化炭素換算)で、基準年度(平成22年度)に対して197千トンの減少、割合にして1.8%の減少となりました。

- 県では、全国トップの日照環境に恵まれた本県の地域特性を生かし、太陽エネルギーの導入を促進しています。平成24年度は、住宅用太陽光発電設備に加え、新たに住宅用太陽熱利用設備、事業者用太陽光発電設備等に対する助成制度を創設し、住宅から事業所まで幅広く導入を支援しました。また、率先導入として、富士山静岡空港の石雲院展望デッキや県営住宅などの県有施設に太陽光発電設備を導入しました。



県営住宅での太陽光発電設備導入事例

- 走行中に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出量が少ないEVやPHVを普及し、環境負荷の少ない自動車社会の構築に向けて、官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、本県の地域特性を活かしたEVやPHVの普及促進などに取り組んでいます。EVドライバーの利用環境を向上するため、充電器の位置情報を配信する「ふじのくにEV観光プラットホーム」サイトを運営するとともに、EV・PHV等を体感するための試乗会を開催しました。



電気自動車の展示

- 森林吸収源として認められる森林を確保するため、農林水産省が策定した「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」に基づき①効率的な森林整備の推進、②保安林の適正な管理・保全等の推進、③木材及び木質バイオマス利用の促進、④県民参加の森林づくり等の推進、⑤森林資源データの整備の5つの継続的な取組を推進しています。

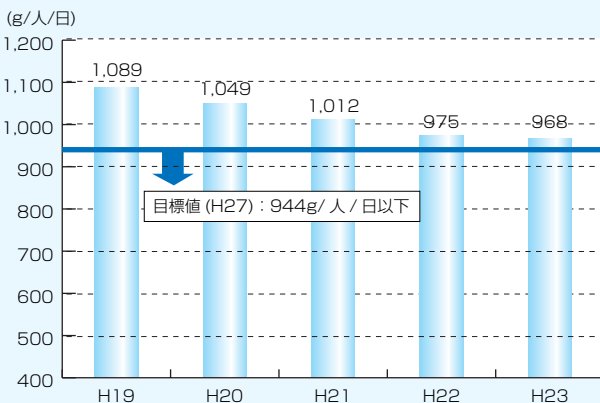
Ⅲ 循環型社会に向けた取組

現 状

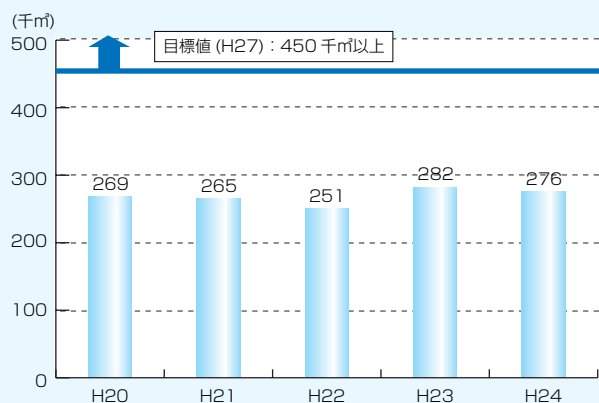
- 本県の平成23年度の一般廃棄物排出量は約132万3千トンで、これは県民1人1日当たり968グラムのごみを排出したことになり、前年度の975グラムから7グラム減少しました。
- また、平成23年度の産業廃棄物の排出量は、1,141万トンで、前年度の1,142万トンに比べて、1万トン減少しています。
- 本県の森林のうち、民有林(国有林以外の森林)面積の59%は植林され、育てられた人工林です。スギ、ヒノキ人工林の約8割は、製材等の原料として利用可能となる40年生を超えています。人工林から生み出される木材は、数少ない再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されていますが、その資源量に見合った十分な利用がされていません。
- 平成22年の水の年間需要量は、約42.9億㎡で、昭和45年の55.2億㎡から22.3%の減少となっていますが、しばしば渇水が発生する水系もあることから、引き続き水の大切さなどについての啓発が必要です。

《循環型社会に向けた取組：主な環境指標の動向》

県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量



県産木材の生産量



施策の展開

- 第一次循環型社会形成計画(平成18年度～22年度)では、「まずは1割」ごみ削減」運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成しました。平成23年度から一歩進めて「さらに1割」ごみ削減運動」を展開しています。
- 環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいる小売店、飲食店、宿泊施設などの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」が平成23年からスタートしました。訪問による新規登録店舗の拡大、ツイッターなど魅力あるホームページづくり、登録店舗の取組事例集の作成・配布などにより平成24年末には809店舗まで登録が拡大しました。



ふじのくにエコショップ宣言のホームページで登録店舗を紹介しています。
(<http://ecoshop.pref.shizuoka.jp/>)

- 産業廃棄物の排出量を抑制するため、前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上、又は前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導し、400事業所が計画を策定しました。

- 平成22年度から交通基盤部において「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を実施しています。平成24年度は、土木・農林事務所発注の37工事で使用しました。土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明、リサイクル認定製品を使用した工事現場の見学会を実施し、製品の理解を深め、活用に努めています。

- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を行っています。平成24年度は、12件の行政処分を行いました。

- 需要に応じた計画的生産、山元還元を増やす低コスト生産、直送販売等による流通コスト削減に取り組むビジネス林業の展開を図るため、公募により募った林業事業体と、異業種から林業への参画を目指す事業体に対し、ビジネス林業のノウハウを取得し経営力を強化する研修等を行いました。

- 「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得にかかる費用の一部を支援しており、平成24年度は568棟を助成しました。「しずおか優良木材」の主要な供給元となる「しずおか優良木材認定工場」は平成24年度末現在、29工場となっています。



県庁本館に設置している伊豆、富士、安倍、大井、天竜の各産地のヒノキを使用した腰壁

- 年17,000㎡の県産材利用を目標とする「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、公共部門における県産材の利用拡大に全庁的に取り組んでいます。公共建築物における県産材利用が円滑に進むよう、設計者用の資料として「公共建築物における県産材利用の手引き」を作成し、定期的に改訂を行っています。

- 水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民各層の水に関する意識の高揚が必要であることから、水の週間(8月1日～7日)などの機会を捉えて、様々な啓発事業を行っています。特に、次代を担う子供を対象として、「水の出前教室」などの啓発事業を重点的に行っています。

- 地下水の適正な利用を図るため、地下水位観測調査を昭和43年に開始しており、平成24年は県内13地域の156か所で実施しました。

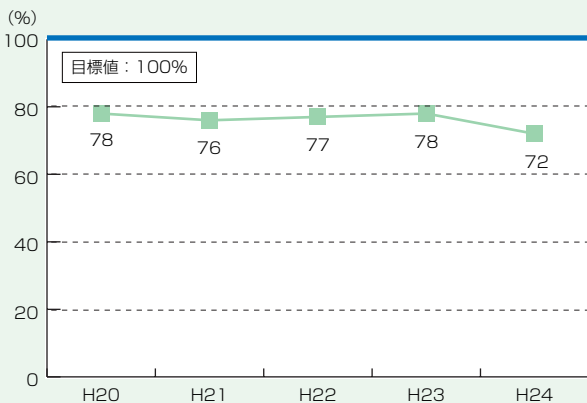
IV 自然共生社会に向けた取組

現 状

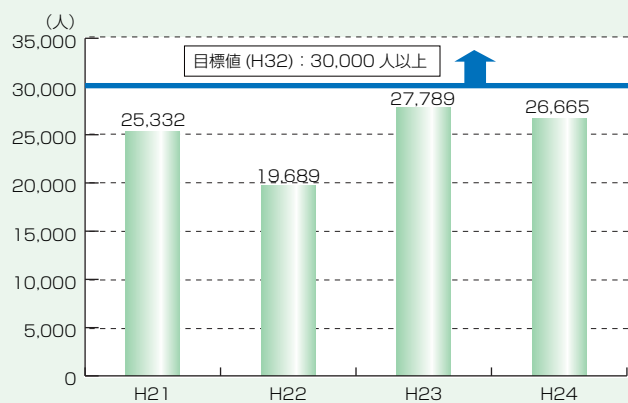
- 森林は県土の約3分の2を占め、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれています。
- 富士山の平成24年夏の登山者は32万人を超え、ここ数年30万人前後で推移していますが、世界文化遺産への登録により、今後増加が見込まれています。登山者等の増加による環境負荷の増大が懸念される中で、県では多言語によるマナーガイドブックの作成・配布や富士山クリーンアップ大作戦等の清掃活動を通じて環境保全意識の高揚を図っています。
- 本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇り、哺乳類は47種、鳥類は390種、植物(蘚苔類・藻類・地衣類・菌類を除く。)は3,499種の生育が確認されています。
- 県内の陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、確認された種の約1割に当たる1,048種は絶滅のおそれがあるとされています。
- 豊かな自然と身近にふれあうことは、自然環境に対する意識と理解を高めるために最も有効な方法であることから、県民の森をはじめ、県立森林公園など7か所の自然ふれあい施設を設置しています。
- 里地・里山・里海には国土と生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能がありますが、このような機能を十分に発揮するためには、農林漁業者などのみならず、県民や企業、学校などの多様な主体の参画による保全活動に向けた取組や、農山漁村の維持・発展に向けて、地域が持つ資源を活用する取組が必要です。

◀自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向▶

富士山を守る指標



森づくり県民大作戦参加者数



※H24からは新基準による評価

施策の展開

- 社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるために、緊急に整備が必要な森林について、静岡県もりづくり県民税条例に基づく県民税超過課税を充当し、その再生のための森林整備を推進しています。
- 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度や紙を購入する人に間伐材の搬出にかかる費用を負担してもらう「ふじのくに森の町内会」などを行っています。



企業の森づくり参加事例等をホームページで紹介しています。
(<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-080/mori/kigyuu.html>)

- 富士山を後世に引き継ぐことを期する日として2月23日を「富士山の日」と定めています。子どもたちの富士山への親しみや興味を喚起し、自然を守り大切にすることを育てるため「ふじさんネットワーク」が作成した学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を県内の全小学6年生に配布するなど、富士山とともに地域の自然環境を守る大切さを伝え、自発的な環境保全活動の実施を呼びかけています。



個人、事業者、行政が一体となって富士山の総合的な環境保全に取り組む、「ふじさんネットワーク」では一緒に活動する仲間を募集しています。(http://www.fujisan-net.gr.jp/index.htm)

- 広域景観の形成を図るため、市町・住民等と連携して様々な取組を実施しています。富士山周辺地域については、世界文化遺産登録に向け、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るため、関係市町と連携し「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定しました。



- 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ及びカイコバイモの7種類の植物を「指定希少野生動植物」として指定し、採取や損傷などを禁止しています。



指定希少生物
(カイコバモ)



- 平成24年9月に伊豆半島が日本ジオパークに認定されました。今後は、世界ジオパークネットワークの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を行い、貴重な美しい地質や地形を含めた自然遺産を保全するとともに、ジオツーリズムを通じて地球科学の普及や環境・防災教育を行い地域の持続的な発展を目指しています。



- 「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」など多様な主体の参画による農地等の保全活動を促進するとともに、県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力して、地域の持続的発展に向けた活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりを支援しています。



美農里プロジェクト
(農薬を使わない雑草対策)

- 地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、多様な主体が協力し合い、自然環境を適切に保全するとともに、継続的な農業生産を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を定め、里山の利用などの人間活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮しています。

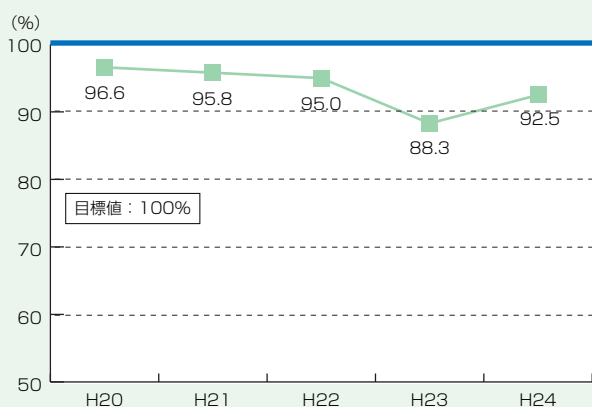
IV 自然共生社会に向けた取組（良好な生活環境の確保）

現 状

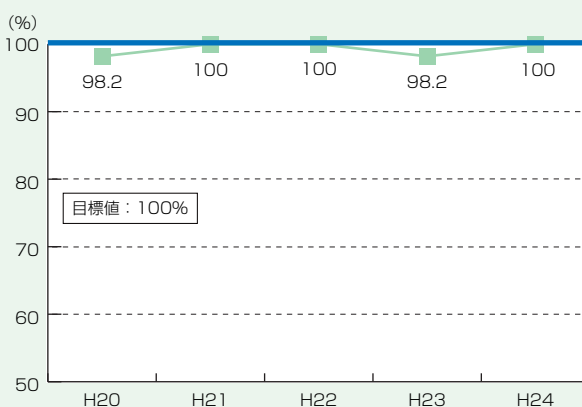
- 炊事、洗濯、風呂等日常生活に伴って排出される生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効ですが、本県における汚水処理人口普及率(汚水処理人口/行政人口)は、平成23年度末において、全国35位で74.4%にとどまっており、全国の87.6%を下回っています。
- 平成24年度の生物学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)の環境基準の達成率は、河川については、近年98%で推移していますが、湖沼と海域については、達成が難しい状況にあります。
- 近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により土壌汚染が顕在化し、平成24年度末での、県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて130件で、そのうち浄化対策が終了したものは83件でした。
- 大気汚染については、平成24年度、一般環境大気汚染測定局のすべてで、指標となっている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質が環境基準を達成しました。しかし、微小粒子状物質(PM2.5)は1測定局で、光化学オキシダントについてはすべての測定局で環境基準を達成しませんでした。
- 自動車騒音については、平成24年度、面的な評価を実施した結果、179,377戸中161,220戸(適合率89.9%)で環境基準を達成しました。
- うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も拡大していますが、平成24年度の県政世論調査では「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は基準年である平成22年度の52.5%から0.6ポイント低い51.9%となりました。

《自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向》

水質汚濁に係る環境基準達成率



大気汚染に係る環境基準達成率



施策の展開

- 設置者が管理者責任を負う合併処理浄化槽について、その機能を適正に発揮させるため必要な保守点検、清掃、法定検査を確実に履行するよう、講習会や県ホームページ等で周知しています。

浄化槽とは！？



浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして放流する装置です。

処理する汚水の種類により、『合併処理浄化槽』と『単独処理浄化槽』に分けられます。

『合併処理浄化槽』……トイレの排水と生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)を併せて処理します。

『単独処理浄化槽』……トイレの排水のみを処理します。

水環境を守ることを目的として、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

浄化槽に関する県ホームページ

(http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html)

- 42河川、2湖沼、海域について環境基準の類型を設定しており、環境基準の見直しのため平成6年度から平成21年度までに36水域について調査・解析を行い、18水域について上位類型に変更しました。

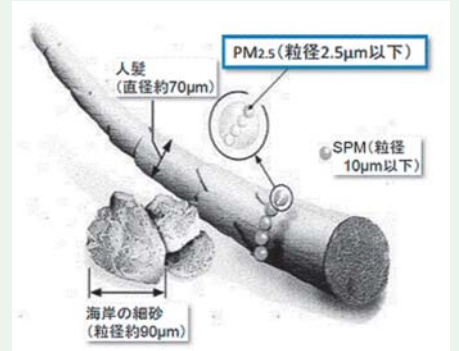


海域における水質調査

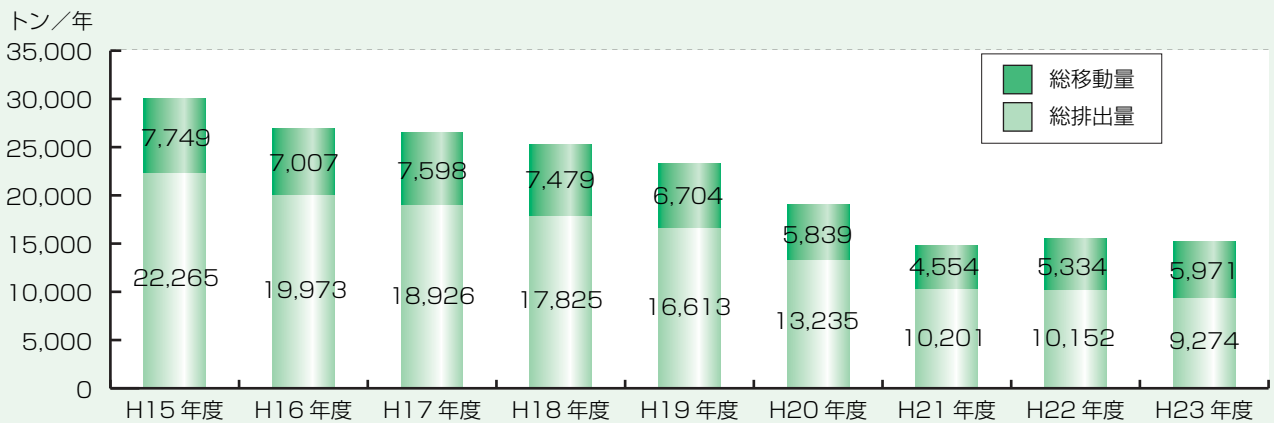
- 一般環境大気測定局59局と自動車排出ガス測定局10局を設置し、平成23年度から追加した微小粒子状物質(PM2.5)を含む5項目について常時監視を行い、測定結果を基に環境基準の適否判定、緊急時の措置及び規制効果の評価を行い大気汚染の未然防止に努めています。



- 有害化学物質の排出量等の情報を県民に積極的に提供することにより、事業者による自主的な削減を進めています。県は、PRTR(化学物質排出・移動届出)制度に基づき届け出されたデータをまとめて、冊子や県ホームページで紹介しています。



PM2.5のモデル図(出典:環境省)



PRTR法指定化学物質総排出量・総移動量の推移



- 公共的空間の一体的な緑化を推進するため、(公財)静岡県グリーンバンクとの連携により、平成24年度には18か所の公共的施設等に緑化を行いました。また、芝生を活用した都市緑化を促進するため、本県に適した緑化手法や管理手法などの研究調査に着手しました。



公共的空間の緑化



- 環境影響の大きな事業の実施に当たっては、環境影響評価を実施して、より効果的な環境負荷の低減及び良好な環境の保全を図っています。県内では、現在、中央新幹線等の事業が計画されています。

平成24年度の主なトピックス

低炭素社会に向けた取組

太陽エネルギーの導入促進

県では、平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づき新エネルギー等の導入促進に取り組んでおり、一極集中依存型から分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を目指しています。

中でも、全国トップの日照環境を生かした太陽光発電の導入を重点施策と位置付けています。平成24年度には、富士山静岡空港の石雲院展望デッキを始めとする県有施設への率先導入を図るとともに、新たに事業者用太陽光発電設備等に対する助成制度を創設し、住宅から事業所まで幅広く導入を支援しました。また、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始された平成24年7月以降、中小企業等の発電事業への参入に向けた動きが活発化しているため、県内金融機関や大手パネルメーカー等と連携して太陽光発電セミナーを開催したほか、県のホームページ内に「ふじのくにメガソーラー情報バンク」を開設し、メガソーラーの候補地等を県内外に広く情報発信しています。

こうした取組により、太陽光発電の導入目標(平成32年度30万kW)を8年前倒しで平成24年度中に達成する見込みとなったことから、目標を90万kWに引き上げて、引き続き太陽エネルギーの導入促進に取り組んでいきます。



太陽光発電を設置した富士山静岡空港の石雲院展望デッキ

循環型社会に向けた取組

東日本大震災により発生した災害廃棄物の受入れ終了

平成24年10月18日、4市(島田市、静岡市、裾野市及び浜松市)が岩手県山田町及び大槌町で発生した災害廃棄物である柱材・角材を破砕した木くずの受入れを本格的に開始し、平成25年2月18日には、富士市が受入れを開始しました。

本県での受入れ処理は、国の災害廃棄物処理推計量の見直しにより、大槌町及び山田町の木くずの量が大幅に減少したこともあり、当初の予定よりも1年早く、平成25年3月に終了しました。

受入れに当たっては、安全確保と不安の払拭のため、岩手県から災害廃棄物を搬出する前に、災害廃棄物の放射能濃度や空間線量率等を測定し、県のホームページ上で結果を即日公表しました。

また、県内の施設で災害廃棄物を処理した後は、焼却灰や排ガスの放射能濃度、最終処分場の空間線量率や放流水の放射能濃度を測定し、県及び国の基準を全て満たしていることを確認しました。

いち早く受入れを打ち出し、試験処理から本格処理へ進めた本県の広域処理の取組に対し、岩手県知事から全国的な受入れ気運の醸成につながったとのメッセージが寄せられました。



山田町での災害廃棄物積込作業

自治体名	災害廃棄物受入れ量		
	搬出元自治体		計
	山田町	大槌町	
島田市	628t	—	628t
裾野市	84t	—	84t
静岡市	29t	1,073t	1,102t
浜松市	1,079t	234t	1,313t
富士市	49t	—	49t
計	1,869t	1,307t	3,176t

市別受入れ処理結果

自然共生社会に向けた取組

「世界遺産登録に向けた富士山クリーン大作戦」を開催

平成24年8月11日、富士山の環境を守るとともに、世界文化遺産登録への気運を高めるため、「世界遺産登録に向けた富士山クリーン大作戦」と称した一斉清掃が開催されました。静岡県側での富士山の一斉清掃は、「富士山をいつまでも美しくする会」が昭和55年に発足して以降、33年間にわたり富士宮口、御殿場口、須走口の登山道口ごとに実施してきました。

平成24年度は、国、静岡県、山梨県、地元市町や関係団体が連携し、山梨県側の吉田口も含む4登山道口で統一して実施しました。当日は、両県で約3,500人が参加し、約1.4トンのごみを回収しました。また、富士山への理解を深めるため、登山者や観光客への啓発リーフレット等の配布やパネル展の開催など、富士山周辺地域が一体となって美しい富士山を守り引き継ぐ姿勢を国内外にアピールしました。さらには、「富士山クリーン大作戦」にあわせ、富士山ビューポイントや富士山世界文化遺産構成資産等では、企業や団体等が自主的に清掃活動を実施する「富士山みがきあげ作戦」が行われ、約1,200人が参加しました。

富士山の世界遺産登録に伴う来訪者の増加による自然環境への影響が懸念されていますが、県では、引き続き、県民、企業、NPO等と協働し、環境保全意識の高揚に努めるなど、自然環境保全活動を推進していきます。



清掃活動の様子（須走口）



啓発品の配布（富士宮口）

微小粒子状物質 (PM2.5) の注意監視体制を整備

微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)以下の非常に小さな物質群です。肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や肺がんのリスクを上昇させることが懸念されています。

県では、大気汚染防止法第22条に基づき、平成25年3月末現在、県内合計18か所(政令市(静岡市、浜松市)設置分を含む。)の大気環境測定局にPM2.5自動測定器を設置して常時監視を行っており、直近の1時間値データ(速報値)などを「静岡県大気汚染常時監視システム」ホームページ(<http://taikikanshi.pref.shizuoka.jp/>)で公表しています。



PM2.5 自動測定器（掛川市）

平成25年に入り、西日本を中心にPM2.5の環境基準値を超える測定結果が記録され、中国で深刻化している大気汚染との関連性を指摘する報道が相次ぎました。県では、3月21日から、国が策定した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、早朝時間帯の1時間値の平均値から、その日の日平均濃度が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (指針値)を超えると予測された場合には、朝8時までに県内全域を対象に注意喚起情報を発表しています。この注意喚起情報は、FAX、メールなどにより市町、報道機関等の関係機関に伝達し、テレビ、ラジオや広報無線等を通じて県民の皆様にお知らせします。

注意喚起情報が発表されたら、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすようにしてください。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、御高齢の方は、体調に応じて、より慎重な行動を心がけてください。

静岡県環境局メールマガジン「エコめーる」の読者登録をしませんか

環境局メールマガジン「エコめーる」は、毎月、環境に関する施策やイベントなどの情報を配信しています。もちろん無料で、どなたでもお読みいただけます。

お申込みの内容(「配信希望」又は「配信停止」)、お名前及びメールアドレスを記載し、以下のメールアドレスまでメールにてお申込みください。 kankyuu_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

◆◇エコめーる しずおか◆◇ ～あなたも!しずおか環境応援団～
静岡県暮らし・環境部環境局 2013年8月27日◆8月号◆

■ ホットニュース ■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

◎温室効果ガス削減対策事業費補助金の申請受付期間を延長しました

静岡県では、「エコアクション21」又は「ISO14001」の認証を取得している中小企業の皆様を対象に、高効率照明や高効率空調機などの省エネ機器の導入を支援する補助制度を、今年4月から実施しております。

このたび、申請受付期間を12月27日(金)まで延長しましたので、お知らせします。

その他詳細は、静岡県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyuu/ka-030/earth/hozyokin/hozyokinshinsei.html>

- 携帯電話への配信はできませんので、ご了解ください。
- ご提供いただく個人情報については、メールマガジン配信以外の目的には使用いたしません。
- 外部への委託などは行いません。

静岡県環境局ホームページ URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyuu/>

平成24年度版 環境白書(概要版)

平成25年9月発行

編集 静岡県暮らし・環境部環境局環境政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 : 054-221-2421

FAX : 054-221-2940

E-mail : kankyuu_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

2月23日は
富士山の日
静岡県



この冊子は、林地に残されている木材を運び出す費用の一部が含まれている紙を使用しています。森林資源の活用を通じ、静岡県の豊かな森林づくりをサポートします。

この印刷物は、2,300部作成し、1部あたりの印刷経費は50.1円です。
紙へのリサイクル可